

情報理工学系研究科 学位論文に係る評価の基準等

【修士課程】

学位論文が満たすべき基準

- ・新たな知見を示しており、かつ学術的に価値のあるもの。

審査委員の体制

- ・本研究科担当の教員を主査とし、当該専攻の担当教員を審査委員とする。

審査の方法

- ・論文及び口頭発表・質疑応答に対して審査を行う。

審査の項目

- ・論文題目の適切性
- ・先行研究のレビューと論文の位置づけの適切性
- ・研究目的の明確性と適切性
- ・研究方法の妥当性
- ・結論に至る過程の適切性
- ・研究の学術的意義

【博士課程】

学位論文が満たすべき基準

- ・新規的かつ独創的な研究成果が記載され、かつ十分な学術的価値を有したものの。

審査委員の体制

- ・本研究科担当の教員3名以上を含む5名以上の委員をもって構成する審査委員会を設置する。ただし、本学学位規則第6条に係る論文審査は、学位規則第7条第2項によるものとする。
- ・審査委員会に主査を置く。主査は、本研究科担当の教員とする。

審査の方法

- ・論文及び口頭発表・質疑応答に対して審査を行う。
- ・本学学位規則第8条による審査等を行う。

審査の項目

- ・論文題目の適切性
- ・先行研究のレビューと論文の位置づけの適切性
- ・研究目的の明確性と適切性
- ・研究方法の妥当性
- ・結論に至る過程の適切性
- ・研究の学術的意義